

平成31年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	15

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
4の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第3条第1項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。） （1）～（14）（略）	横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町	4の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第3条第1項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。） （1）～（14）（略）	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町
4の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。） （1） 法第6条第2項（法第48条第8項及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、あつせん又は調停をなすべき旨の申請を受理すること。 （2） 法第6条第3項（法第48条第8項及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、あつせん及び調停を行うこと。 （3） 法第7条第5項（法第48条第9項、法第52条第9	（略）	4の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務（一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。） （1） 法第6条第2項（法第48条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、あつせん又は調停をなすべき旨の申請を受理すること。 （2） 法第6条第3項（法第48条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、あつせん及び調停を行うこと。 （3） 法第7条第5項（法第48条第9項、法第52条第9	（略）

改 正	現 行
<p>項(法第53条の4第2項(法第96条において読み替えて準用する場合を含む。(6)、(8)及び<u>(28)から(30)まで</u>において同じ。))及び法第96条において準用する場合を含む。)、<u>法第84条</u>、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。</p> <p>(4) 法第8条第1項(法第48条第9項、<u>法第84条</u>及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画及び定款(<u>法第84条</u>において準用する場合にあっては<u>法第77条第2項</u>に規定する定款等、<u>法第95条の2第3項</u>において準用する場合にあっては<u>土地改良事業計画及び規約</u>)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請人に通知すること。</p> <p>(5) 法第8条第2項(法第48条第9項、<u>法第56条第5項</u>、<u>法第84条</u>、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者からの報告を徴すること。</p> <p>(6) 法第8条第6項(法第48条第9項、<u>法第84条</u>及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第52条</p>	<p>項(法第53条の4第2項(法第96条において読み替えて準用する場合を含む。(6)、(8)及び<u>(27)から(29)まで</u>において同じ。))及び法第96条において準用する場合を含む。)、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。</p> <p>(4) 法第8条第1項(法第48条第9項及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画及び定款(<u>法第95条の2第3項</u>において準用する場合にあっては、<u>規約</u>)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請人に通知すること。</p> <p>(5) 法第8条第2項(法第48条第9項、<u>法第56条第5項</u>、<u>法第95条第3項</u>及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者からの報告を徴すること。</p> <p>(6) 法第8条第6項(法第48条第9項及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第52条の2第4項</p>

改 正	現 行
<p>の2第4項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、申請を適当と決定した旨を公告し、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款(法第52条の2第4項において読み替えて準用する場合にあつては換地計画書、<u>法第84条において準用する場合にあつては法第77条第2項に規定する定款等</u>、法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合にあつては土地改良事業計画書及び規約)の写しを縦覧に供すること。</p> <p>(7) 法第9条第1項(法第48条第9項、<u>法第84条</u>、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人からの異議の申出を受理すること。</p> <p>(8) 法第9条第2項(法第48条第9項、<u>法第84条</u>、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者(法第52条の3第2項において読み替えて準用す</p>	<p>(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、申請を適当と決定した旨を公告し、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款(法第52条の2第4項において読み替えて準用する場合にあつては換地計画書、法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合にあつては土地改良事業計画書及び規約)の写しを縦覧に供すること。</p> <p>(7) 法第9条第1項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人からの異議の申出を受理すること。</p> <p>(8) 法第9条第2項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者(法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合に</p>

改 正		現 行	
<p>る場合にあつては、法第52条第4項に掲げる者)の意見を聴き、異議の申出について決定すること。</p> <p>(9) 法第9条第4項(法第48条第9項、<u>法第84条</u>、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区(<u>土地改良区連合を含む。</u><u>(10)、(46)及び(47)を除き、以下この項において同じ。</u>)の設立(法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあつては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあつては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあつては換地計画)の認可の申請を却下すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 法第10条第3項(<u>法第84条において準用する場合を含む。</u>)の規定により、土地改良区が成立した旨を公告すること。</p> <p>(12) 法第18条第17項(<u>法第68条第4項及び法第84条において準用する場合を含む。</u>)の規定により、役員(法第68条第4項において準用する場合にあつては、清算人。(13)において同じ。)の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。</p>		<p>あつては、法第52条第4項に掲げる者)の意見を聴き、異議の申出について決定すること。</p> <p>(9) 法第9条第4項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の設立(法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあつては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあつては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあつては換地計画)の認可の申請を却下すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 法第10条第3項の規定により、土地改良区が成立した旨を公告すること。</p> <p>(12) 法第18条第16項(<u>法第68条第4項において準用する場合を含む。</u>)の規定により、役員(法第68条第4項において準用する場合にあつては、清算人。(13)において同じ。)の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。</p>	

改 正	現 行
<p>(13) <u>法第18条第18項(法第68条第4項及び法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、役員の名等届出又は変更の届出があった旨を公告すること。</p> <p>(14) <u>法第19条の4第3号(法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、違反事項等に係る報告を受理すること。</p> <p>(15) <u>法第29条の2第4項(法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、決算関係書類を受理すること。</p> <p>(16) <u>法第29条の4第1項(法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、仮理事を選任し、及び役員を選挙するための総会を招集して選挙させること。</p> <p>(17) <u>法第30条第2項(法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、土地改良区の定款の変更を認可すること。</p> <p>(18) <u>法第30条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、土地改良区の定款の変更を認可した旨を公告すること。</p> <p>(19) <u>法第36条第9項(法第84条において準用する場合を含む。)</u>の規定により、特定受益者からの経費の徴収を認可すること。</p> <p>(20) <u>法第41条第3項(法第84条において準用する場合</u></p>	<p>(13) <u>法第18条第17項(法第68条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、役員の名等の届出又は変更の届出があった旨を公告すること。</p> <p>(14) <u>法第19条の4第3号</u>の規定により、違反事項等に係る報告を受理すること。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(15) <u>法第29条の3第1項</u>の規定により、仮理事を選任し、及び役員を選挙するための総会を招集して選挙させること。</p> <p>(16) <u>法第30条第2項</u>の規定により、土地改良区の定款の変更を認可すること。</p> <p>(17) <u>法第30条第3項</u>の規定により、土地改良区の定款の変更を認可した旨を公告すること。</p> <p>(18) <u>法第36条第8項</u>の規定により、特定受益者からの経費の徴収を認可すること。</p> <p>(19) <u>法第41条第3項</u>の規定により、債権者からの異議</p>

改 正	現 行
<p>を含む。)の規定により、債権者からの異議の申出を受理すること。</p> <p>(21) 法第41条第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、債権者からの異議の申出について決定すること。</p> <p>(22) 法第47条第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。</p> <p>(23) 法第48条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画(法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する計画。(25)及び(73)において同じ。)の変更等を認可すること。</p> <p>(24) 法第48条第10項(法第84条及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法第48条第9項において準用する法第8条第2項及び第6項並びに法第9条に規定する手続を省略することを適当と認めること。</p> <p>(25) 法第48条第11項(法第84条及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可した旨を公告すること。</p> <p>(26) 法第49条第1項(法第84条において準用する場合</p>	<p>の申出を受理すること。</p> <p>(20) 法第41条第4項の規定により、債権者からの異議の申出について決定すること。</p> <p>(21) 法第47条第1項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。</p> <p>(22) 法第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可すること。</p> <p>(23) 法第48条第10項(法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法第48条第9項において準用する法第8条第2項及び第6項並びに法第9条に規定する手続を省略することを適当と認めること。</p> <p>(24) 法第48条第11項(法第95条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可した旨を公告すること。</p> <p>(25) 法第49条第1項の規定により、応急工事計画を認</p>

改 正	現 行
<p>を含む。)の規定により、応急工事計画を認可すること。</p> <p>(27) 法第52条第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画を認可すること。</p> <p>(28) 法第52条の2第1項(法第53条の4第2項、法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の4第2項において準用する場合にあっては、換地計画の変更。(29)において同じ。)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請をした土地改良区に通知すること。</p> <p>(29) 法第52条の2第3項(法第53条の4第2項、法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の適否について関係農業委員会の意見を聴くこと。</p> <p>(30) 法第52条の3第1項(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合並びに法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合にあっては、換地計画の変更の部分)に係る土地等の所有者等からの異議の申出を受理すること。</p> <p>(31) 法第53条の4第1項(法第84条及び法第96条に</p>	<p>可すること。</p> <p>(26) 法第52条第1項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画を認可すること。</p> <p>(27) 法第52条の2第1項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の4第2項において準用する場合にあっては、換地計画の変更。(28)において同じ。)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請をした土地改良区に通知すること。</p> <p>(28) 法第52条の2第3項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の適否について関係農業委員会の意見を聴くこと。</p> <p>(29) 法第52条の3第1項(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合にあっては、換地計画の変更の部分)に係る土地等の所有者等からの異議の申出を受理すること。</p> <p>(30) 法第53条の4第1項(法第96条において準用す</p>

改 正	現 行
<p>において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の変更を認可すること。</p> <p>(32) 法第54条第3項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(33) 法第54条第4項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分があった旨を公告すること。</p> <p>(34) 法第54条第5項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分があった旨の公告をした旨を管轄登記所に通知すること。</p> <p>(35) 法第56条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、法第56条第1項又は第2項の規定による協議に係る裁定の申請を受理すること。</p> <p>(36) 法第56条第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、法第56条第2項の規定による協議を求められた者の意見を聴き、当該協議に係る裁定をすること。</p> <p>(37) 法第57条の2第1項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程を認可すること。</p> <p>(38) 法第57条の2第3項(法第84条及び法第96条に</p>	<p>る場合を含む。)の規定により、換地計画の変更を認可すること。</p> <p>(31) 法第54条第3項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(32) 法第54条第4項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分があった旨を公告すること。</p> <p>(33) 法第54条第5項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地処分があった旨の公告をした旨を管轄登記所に通知すること。</p> <p>(34) 法第56条第3項の規定により、同条第1項又は第2項の規定による協議に係る裁定の申請を受理すること。</p> <p>(35) 法第56条第4項の規定により、同条第2項の規定による協議を求められた者の意見を聴き、当該協議に係る裁定をすること。</p> <p>(36) 法第57条の2第1項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程を認可すること。</p> <p>(37) 法第57条の2第3項(法第96条において準用す</p>

改 正	現 行
<p>において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程の変更等を認可すること。</p> <p>(39) 法第57条の2第4項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程又はその変更等を認可した旨を公告すること。</p> <p>(40) 法第57条の4第1項(法第57条の8及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農業集落排水施設整備事業の計画(法第57条の8において準用する場合にあっては、事業計画の変更)等を認可すること。</p> <p>(41) 法第67条第2項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の総会の議決による解散を認可すること。</p> <p>(42) 法第67条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区が解散した旨を公告すること。</p> <p>(43) 法第70条の2第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の囑託を受けること。</p> <p>(44) 法第70条の2第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>(45) 法第71条の2(法第84</p>	<p>る場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程の変更等を認可すること。</p> <p>(38) 法第57条の2第4項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用排水施設等の管理規程又はその変更等を認可した旨を公告すること。</p> <p>(39) 法第57条の4第1項(法第57条の8において準用する場合を含む。)の規定により、農業集落排水施設整備事業の計画(法第57条の8において準用する場合にあっては、事業計画の変更)等を認可すること。</p> <p>(40) 法第67条第2項の規定により、土地改良区の総会の議決による解散を認可すること。</p> <p>(41) 法第67条第3項の規定により、土地改良区が解散した旨を公告すること。</p> <p>(42) 法第70条の2第3項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の囑託を受けること。</p> <p>(43) 法第70条の2第4項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>(44) 法第71条の2の規定に</p>

改 正	現 行
<p><u>条において準用する場合を含む。）の規定により、土地改良区の清算が終了した旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(46)・(47) (略)</u></p> <p><u>(48) 法第77条第2項の規定により、土地改良区連合の設立を認可すること。</u></p> <p><u>(49) 法第81条の規定により、所属土地改良区の数の増減を認可すること。</u></p> <p><u>(50) 法第95条第1項の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（<u>土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第72条の2</u>に規定する者を除く。）若しくは農地中間管理機構又は法第3条に規定する資格を有する者（以下この項において「<u>農業協同組合等</u>」という。）の行う土地改良事業を認可すること。</u></p> <p><u>(51)・(52) (略)</u></p> <p><u>(53) 法第97条第5項の規定により、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示すべき旨の請求を受理すること。</u></p> <p><u>(54) 法第97条第6項の規定により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構（以下この項において「<u>都道府県機構</u>」という。）の意見を聴き、<u>農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示をすること。</u></u></p> <p><u>(55) 法第98条第5項の規定</u></p>	<p>より、土地改良区の清算が終了した旨の届出を受理すること。</p> <p><u>(45)・(46) (略)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(47) 法第95条第1項の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（<u>政令第72条の2</u>に規定する者を除く。）若しくは農地中間管理機構又は法第3条に規定する資格を有する者（以下この項において「<u>農業協同組合等</u>」という。）の行う土地改良事業を認可すること。</u></p> <p><u>(48)・(49) (略)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改 正	現 行
<p><u>により、審査の申立てを受理すること。</u></p>	
<p>(56) <u>法第98条第6項の規定により、審査の申立てについて裁決すること。</u></p>	(新規)
<p>(57) <u>法第98条第8項の規定により、交換分合計画を認可すること。</u></p>	(新規)
<p>(58) <u>法第98条第9項の規定により、交換分合計画の認可について、都道府県機構の意見を聴くこと。</u></p>	(新規)
<p>(59) <u>法第98条第10項の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。</u></p>	(新規)
<p>(60) <u>法第99条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画を認可すること。</u></p>	(新規)
<p>(61) <u>法第99条第4項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、関係農業委員会の意見を聴くこと。</u></p>	(新規)
<p>(62) <u>法第99条第5項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、申請の旨を公告し、交換分合計画書の写しを縦覧に供すること。</u></p>	(新規)
<p>(63) <u>法第99条第6項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、公告した旨を通知すること。</u></p>	(新規)
<p>(64) <u>法第99条第7項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換</u></p>	(新規)

改 正	現 行
<p><u>分合計画に対する異議の申出を受理すること。</u></p> <p>(65) <u>法第99条第8項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画に対する異議の申出について決定すること。</u></p> <p>(66) <u>法第99条第10項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、都道府県機構の意見を聴くこと。</u></p> <p>(67) <u>法第99条第12項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。</u></p> <p>(68) <u>法第100条第1項の規定により、交換分合計画を認可すること。</u></p> <p>(69) <u>法第109条(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農用地の形質の変更を許可すること。</u></p> <p>(70)～(73) (略)</p> <p>(74) <u>法第132条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区等からその事業に関し報告を徴し、及びこれらの者の業務又は会計の状況を検査すること。</u></p> <p>(75) <u>法第133条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の組合員からの検査の請求を受理し、及びその土地改良区の事業又は</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(50)～(53) (略)</p> <p>(54) <u>法第132条第1項の規定により、土地改良区等からその事業に関し報告を徴し、及びこれらの者の業務又は会計の状況を検査すること。</u></p> <p>(55) <u>法第133条の規定により、土地改良区の組合員からの検査の請求を受理し、及びその土地改良区の事業又は会計の状況を検査すること。</u></p>

改 正		現 行	
<p>会計の状況を検査すること。</p> <p>(76) 法第134条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(77) 法第134条第2項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区に対し、その役員の一部又は全部の改選を命ずること。</p> <p>(78) 法第134条第3項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の役員を解任すること。</p> <p>(79) 法第135条第1項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の解散を命ずること。</p> <p>(80) 法第136条第1項(法第84条及び法第136条第2項において準用する場合(法第52条第5項及び法第53条の4第2項において準用する法第52条第5項の会議に準用する場合に限る。))を含む。)の規定により、土地改良区の総会等の決議並びに役員等の選挙及び当選を取り消すこと。</p> <p>(削除)</p>		<p>(56) 法第134条第1項の規定により、土地改良区等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>(57) 法第134条第2項の規定により、土地改良区に対し、その役員の一部又は全部の改選を命ずること。</p> <p>(58) 法第134条第3項の規定により、土地改良区の役員を解任すること。</p> <p>(59) 法第135条第1項の規定により、土地改良区の解散を命ずること。</p> <p>(60) 法第136条第1項(同条第2項において準用する場合(法第52条第5項及び法第53条の4第2項において準用する法第52条第5項の会議に準用する場合に限る。))を含む。)の規定により、土地改良区の総会等の決議並びに役員等の選挙及び当選を取り消すこと。</p> <p>(61) 政令第47条の規定により、土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定について、神奈川県選挙管理委員会の意見を聴くこと。</p>	
5 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において	(略)	5 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において	(略)

改 正		現 行	
「法」という。)に基づく次の事務 (1)～(6) (略) (7) 法第18条第3項の規定により、同条第1項の許可について農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴くこと。 (8)～(24) (略)		「法」という。)に基づく次の事務 (1)～(6) (略) (7) 法第18条第3項の規定により、同条第1項の許可について農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴くこと。 (8)～(24) (略)	
6～34 (略)	(略)	6～34 (略)	(略)
34の2 <u>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</u> (1) <u>法第10条第1項の規定により、墓地等の経営を許可すること。</u> (2) <u>法第10条第2項の規定により、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止を許可すること。</u> (3) <u>法第18条第1項の規定により、職員に火葬場に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めること。</u> (4) <u>法第19条の規定により、墓地等の施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止を命じ、又は墓地等の経営の許可を取り消すこと。</u>	二宮町	(新設)	
35～160 (略)	(略)	35～160 (略)	(略)

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県税条例第10条第2項の期間
(削除)			特定非営利活動法人小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目16番20号	平成26年1月1日から平成31年3月31日まで
(略)			(略)		
<u>NPO法人ふかぶか</u>	<u>横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号</u>	<u>平成31年1月1日から平成36年3月31日まで</u>	(新規)		
特定非営利活動法人木々の会	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号第2大幸ビル301	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会	厚木市中町二丁目13番14号サンシャインビル604号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原	伊勢原市石田670番地の7	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所	藤沢市鶴沼海岸七丁目20番21号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人大和市サッカー協会	大和市西鶴間六丁目16番6号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで	(新規)		
特定非営利活動法人小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目16番20号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	(新規)		